

# 貝塚市開発指導要綱 技術基準

平成 28 年 4 月 1 日

貝 塚 市

## 目 次

### 貝塚市開発指導要綱技術基準

1. 造成に関する事項 .....	1
2. 道路に関する事項 .....	3
3. 排水施設に関する事項 .....	11
4. 公園等に関する事項 .....	18
5. 消防水利施設等に関する事項 .....	21
6. ごみの収集施設及び収集方法に関する事項 .....	27
7. 防犯施設の整備に関する事項 .....	31
8. 公共施設の設置に関する基準 .....	32
9. 駐車場及び駐輪場の設置基準に関する事項 .....	33

# 貝塚市開発指導要綱技術基準

## 1 造成に関する事項

### 1 一般事項

- (1) 丘陵地、傾斜地及び谷部において造成工事を行うときは、下流及び隣接地に災害又は被害を与えないように事前に仮排水路及び仮防護柵を設けること。
- (2) 開発区域内の土質が軟弱な場合において、がけ崩れ又は出水等のおそれがある場合は、地盤改良、擁壁又は排水施設の設置等安全上及び防災上必要な措置を講ずること。
- (3) 長大がけ及びのり面（垂直高さ5 m以上のものに限る。）の上端及び下端が直接宅地に接しないように緑地等を配置すること。
- (4) 開発区域は、連続した工作物（擁壁、フェンス等の物理的な形態）で区分すること。  
また、二次的に行う単なる区画の変更等については、原則、既存建築物を撤去し、連続した工作物で区分するものとする。
- (5) 私有地又は公有地の境界は、境界杭等で明確にすること。

### 2 地盤に関すること

- (1) 切土又は盛土をする場合において、がけの上端に続く地盤面は、特別の事情がない限りそのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとらなければならない。
- (2) 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置を講じなければならない。
- (3) 盛土をする場合は、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置を講じなければならない。
- (4) 著しく傾斜している土地において盛土をする場合は、盛土をする前の地盤と盛土の接する面が滑り面とならないように段切りその他の措置を講じなければならない。

### 3 擁壁に関すること

- (1) 切土又は盛土をした土地の部分に生じるがけ面は、原則として擁壁で覆わなければならない。

- (2) 擁壁の構造は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしなければならない。
- (3) 擁壁には、壁面の見付面積 3 m<sup>2</sup>以内ごとに内径 7.5 cm以上の陶管その他これに類する耐水材料を用いた水抜き穴を設け、擁壁の裏面には栗石等の透水層を設けなければならない。
- (4) 擁壁の構造は、構造計算によって次に掲げるものをすべて確かめたものでなければならない。
- ア 土圧、水圧及び自重によって擁壁が破壊されないこと。
  - イ 土圧、水圧及び自重によって擁壁が転倒しないこと。
  - ウ 土圧、水圧及び自重によって擁壁の基礎が滑らないこと。
  - エ 土圧、水圧及び自重によって擁壁が沈下しないこと。

#### 4 その他

この基準に定めのない事項については、別途市長と協議するものとする。

## 2 道路に関する事項

### 1 一般事項

- (1) 開発区域内にある市道の取扱いについては、造成工事着手前に所定の手続を完了しなければならない。
- (2) 開発区域内外の道路を新設又は改良する場合は、道路築造に関する基準に基づき施工するものとする。
- (3) 開発行為等に関する工事に伴い、資材等の搬出入路として、既存道路を使用するときは、あらかじめ当該道路の管理者と協議し、その指示により維持修繕等を自己の費用で施工しなければならない。
- (4) 事業者は開発区域内に既設の農道がある場合は、あらかじめ当該農道の管理者と協議し、自己の費用においてその機能を確保しなければならない。
- (5) 開発区域内の主要な道路を接続する区域外道路（以下「接続道路」という。）については、次のとおりとする。
  - ア 開発行為の目的が主として住宅の建築を目的とする場合の接続道路の幅員は、6.5 m以上（住宅の建築を目的としない場合の接続道路の幅員は、9 m以上）とする。ただし、開発区域の周辺の道路状況により、市長がやむを得ないと認める場合及び災害の防止上等に支障がないと認める場合は、この限りでない。
  - イ アに規定するただし書の場合において、やむを得ないと認める場合及び支障がないと認める場合とは、開発区域の前面から直近の一方の交差点（交差点とは、幅員3 m以上の道路が同一平面で交差する点で、幹線道路まで通り抜けできるものとする。）までの接続道路の最小幅員が4 m以上ある場合とする。なお、接続道路の幅員については、拡幅整備をも含めて別途協議するものとする。
  - ウ イに規定する接続道路が、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けた道路幅員4.7m（有効幅員4 m）以上の私道の場合は、別途協議するものとする。
  - エ 既成市街地内で4 m以上の既存道路に接続することが不可能な場合は、建築基準法第42条第2項又は附則第5項に規定する道路に接続されていること。なお、開発区域の規模等による道路幅員については、拡幅整備を含めて別途協議するものとする。

## 2 開発区域内道路の配置に関すること

- (1) 接続道路と機能的に一体となるように配置するものとし、街区の大きさは、予定建築物の用途並びに敷地の規模及び配置を考慮して、定めなければならない。
- (2) 住宅地内の一般区画街路は、通行上及び安全上支障がないよう考慮し、できるだけ通過交通の用に供さないよう配置すること。
- (3) 商店街内の道路は、原則として幅員 2 m 以上の歩道を設けること。
- (4) 道路の平面交差点の交差角は直角に近い角度とすること。
- (5) 袋路状道路でないこと。ただし、当該道路の延長が 35m 以内で、転回広場が設置されている又は緊急時の避難上及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- (6) 階段状道路でないこと。

## 3 道路築造に関する基準

- 1 道路有効幅員の基準 別記(1)
- 2 道路幅員の限界 別記(2)
- 3 道路の歩車道別幅員 別記(3)
- 4 道路交差部のすみ切り 別記(4)
- 5 構造物基準 別記(5)
- 6 舗装基準 別記(6)
- 7 道路内の地下埋設物 別記(7)
- 8 縦断勾配は、9%以下とすること。
- 9 横断勾配は、2%とすること。
- 10 側溝(U型及びL型)の縦断勾配は、0.5%以上とすること。
- 11 原則として有効幅員 4 m の道路には、電柱を設置しないものとする。
- 12 歩道と車道とのすりつけ部分及び横断箇所における歩道と車道とのすりつけ部分については、貝塚市特定道路の構造に関する基準を定める条例(平成 25 年貝塚市条例第 8 号)に基づき詳細な協議を行うこと。

(1) 道路有効幅員の基準

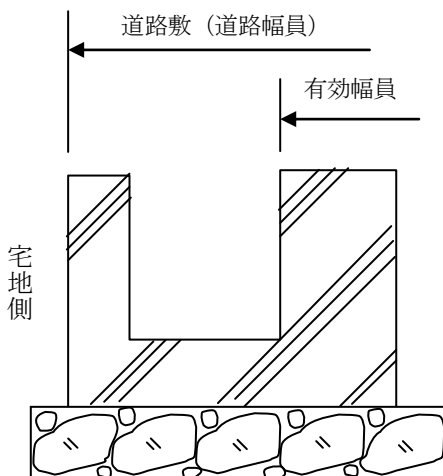
開発区域内に設置する道路の有効幅員は、開発区域の規模に応じて次の表に掲げる幅員以上とすること。

開発面積 道路の種類	0.1ha 未満	0.1ha 以上 1 ha 未満	1 ha 以上 20ha 未満	20ha 以上
	一般区画街路	4 m	6 m (4 m以上 6 m未満)	
主要区画街路	6.5m		10m	
幹線街路				12m以上

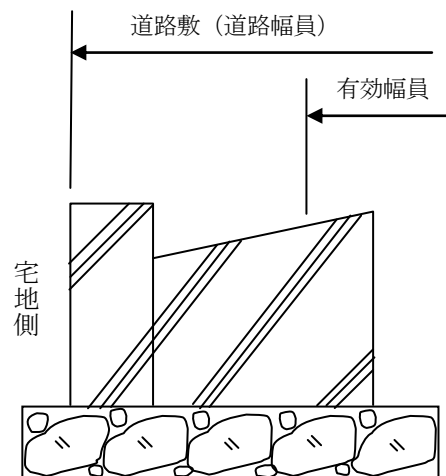
( ) 内の数値は、小区間で通行上支障がないと市長が認める場合

(2) 道路幅員の限界

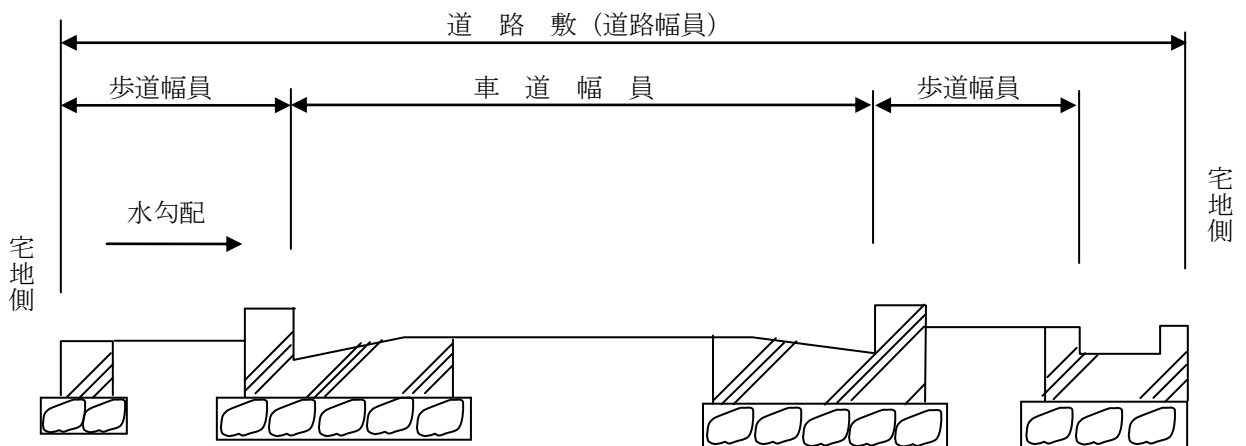
ア U型側溝の場合



イ L型側溝の場合



ウ 歩車道を設置する場合



(3) 道路の歩車道別幅員

道路の歩車道別幅員は、次の表の基準による。

種別 道路幅員	歩道幅員	車道幅員	備 考
10m	2 m × 2	6 m	状況により相当幅員の歩道を片側に設けることができる。 中央分離帯なし
12m	2.5 m × 2	7 m	

なお、幅員 14m以上の道路及び都市計画道路については、市長と協議すること。

(4) 道路交差部のすみ切り

ア 道路交差部にはすみ切りを設け、すみ切り長は、次の表に掲げる数値以上とすること。

(単位 m)

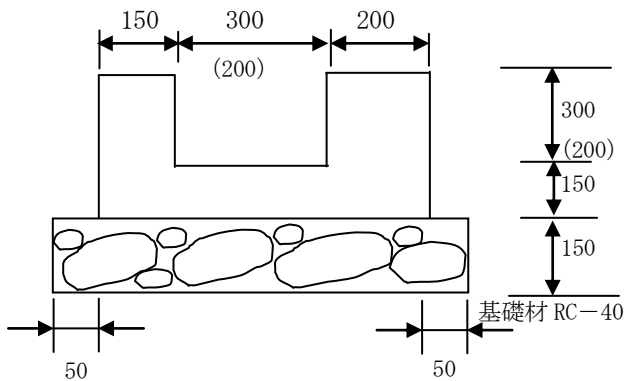
有効幅員	4	6	9	12	16~18	備 考
4	2	2	2	—	—	<p>L = すみ切り長</p>
6	2	3	3	3	—	
9	2	3	4	4	4	
12	—	3	4	6	7	
16~18	—	—	4	7	8	

イ 中高層建築物（3階建以上）を建築するときは、アの表の規定にかかわらず消防本部と協議すること。



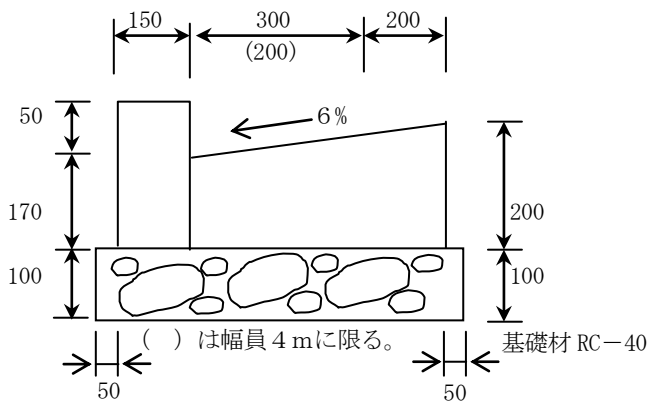
(5) 構造物基準

ア U型側溝（現場打）（単位 mm）

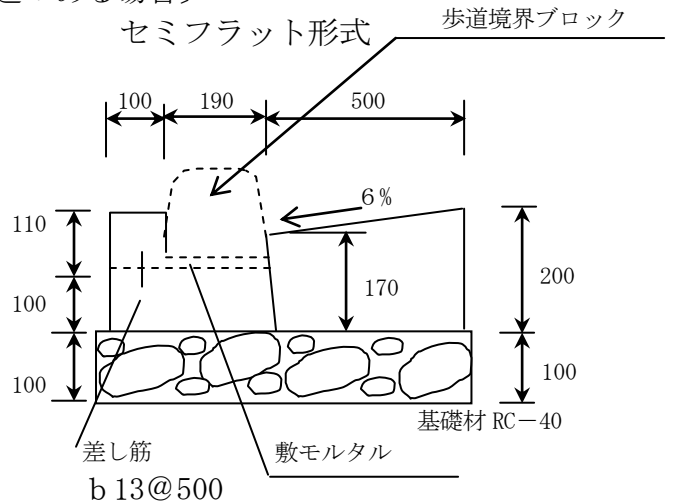


イ L型側溝（単位 mm）

〔 二次製品使用の場合は、  
市長と協議すること 〕



〔歩道のある場合〕



ウ 橋梁

橋梁の設計は、一等橋（TL-25）を標準とする。

ただし、有効幅員 6 m未満は、二等橋（TL-14）とすることができる。

エ その他の構造物については、市長と協議を行うこと。

(6) 舗装基準

舗装基準は、次の数値を基準とし、路床の状態により路床CBR試験を実施し、市長と協議の上、施工するものとする。

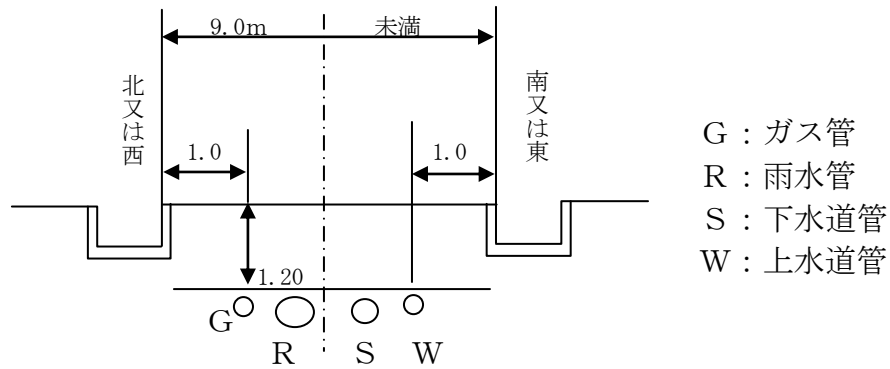
(単位 cm)

街路の種類	舗装基準構造	備 考
一般区画街路		<p>1. AS : 密粒度アスファルト コンクリート RAS : 再生密粒度アスファルト コンクリート HMS : 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ M : 粒度調整砕石 (修正 CBR80 以上) RBB : 再生粗粒アスファルト コンクリート RC : 再生クラッシャーラン (修正 CBR30 以上)</p> <p>2. アスファルト舗装要綱による [公益社団法人日本道路協会]</p>
主要区画街路		
幹線街路		
歩道 (乗用車進入路)		
歩道		

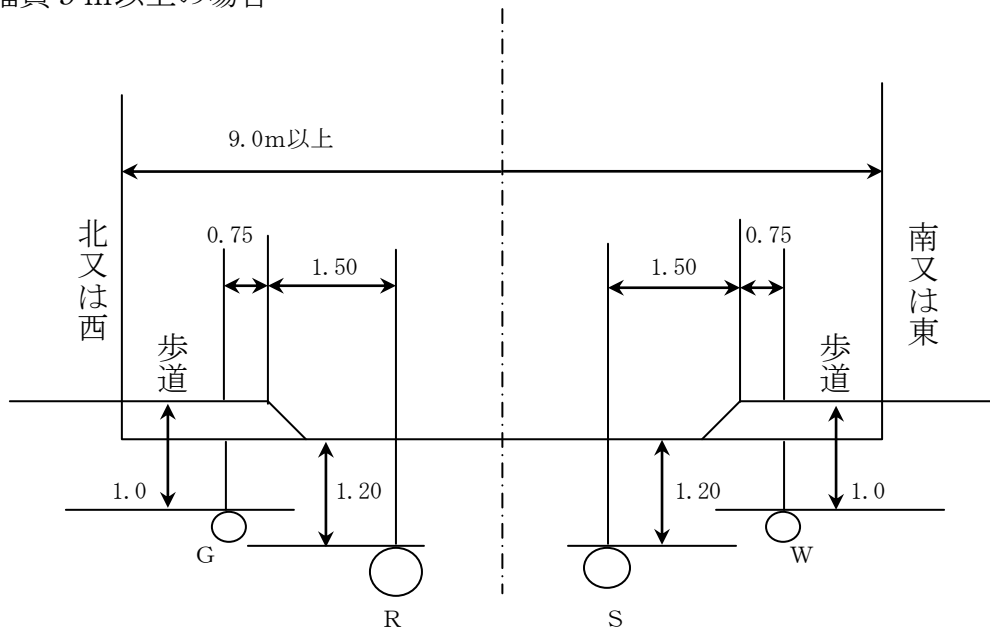
(7) 道路内の地下埋設物

道路内の地下埋設物については、次の図のとおりとし、詳細は市長と協議のうえ、設計施工すること。また、道路占用（電柱等）については、市長と協議すること。

ア 幅員 9 m未満の場合



イ 幅員 9 m以上の場合



ただし、下水道管等で基準どおり離隔がとれないときは、市長と協議のうえ、設計施工すること。

4 交通安全施設等に関すること

開発区域内外の危険な道路交差点及び屈曲部等において、一般通行の安全確保のため、防護柵、照明施設、道路反射鏡（カーブミラーをいう。）、道路標識及び区画線路面表示等及び公衆の利便に資するため必要な施設を次のとおり設置するものとする。

- (1) 防護柵の構造及び設置については、防護柵の設置基準（公益社団法人日本道路協会）を準拠するものとする。
- (2) 照明施設の構造及び設置については、道路照明施設設置基準（公益社団法人日本道路協会）を準拠するものとする。
- (3) 交通信号機、横断歩道等は、公安委員会所管の交通安全施設であり、各々の設置が必要と判断される場合は、事前に協議して設置に伴う条件整備を行なうものとする。  
また、当該開発行為等が起因して発生交通量が増大すると推定される場合は、主要幹線道路の第一交差点までに至る道路について、道路管理者及び公安委員会と協議を行い、道路標識、マーキング等を設置するものとする。特に、歩道の無い道路で幼稚園及び小学校の通園及び通学路になっている道路については、路側帯を設置するよう努めるものとする。
- (4) 落石、崩土等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれのある箇所には、適切なのり面保護工を行い、擁壁その他落石防止柵又は落石防止網等の防護施設を設置するものとする。
- (5) その他の施設設置については、道路管理者と十分協議すること。

### 3 排水施設に関する事項

#### 1 雨水量及び汚水量の算定基準

(1) 排水方式は、原則として分流式とする。

(2) 汚水管渠については、時間最大汚水量とする。

(3) 雨水管渠については、計画雨水量とする。

#### (4) 流速及び勾配

ア 汚水管渠は、時間最大汚水量に対し、流速を最小0.6m/秒及び最大3m/秒とすること。

イ 雨水管渠は、計画雨水量に対し、流速を最小0.8m/秒及び最大3m/秒とすること。なお、雨水管渠、汚水管渠については、下流に行くに従い流速を漸増させ勾配を次第に小さくさせること。

#### 2 最小管径

(1) 汚水管渠については、200mm以上とすること。

(2) 雨水管渠については、250mm以上とすること。

(3) 取付管は、150mm以上（道路雨水柵の取付管は、200mm以上）とすること。

#### 3 管の種類

原則として下水道工事に使用する材料は、すべてJIS規格品、JSWAS規格品であること。

(1) 本管については、ヒューム管、硬質塩化ビニール管、強化プラスチック管又は現場打鉄筋コンクリート渠とすること。

(2) 取付管については、原則としてヒューム管又は硬質塩化ビニール管とし、曲り部には、曲り管を使用すること。

#### 4 土被り

(1) 土被りについては、技術基準（道路に関する事項の3道路築造に関する基準7道路内の地下埋設物の基準）に準じて協議を行うこと。

(2) 土圧及び載荷重が管の耐荷力をこえる場合は、コンクリート、鉄筋コンクリート等で巻立てし、外圧に対して、管渠を保護すること。

(3) 開発区域周辺の地形等によりやむを得ない場合は、別途協議を行うこと。

## 5 管の接合

- (1) 下水管渠の管径が変化する場合、又は二本以上の下水管渠が合流する場合は、マンホールを設置し、管頂接合とすること。ただし、管渠のステップが 60cm 以上あるときは副管をつけること。
- (2) マンホールと本管の取付部には、砂付短管を使用すること。

## 6 マンホール

- (1) 起点及び方向、勾配及び管径の変化する地点並びに合流会所地点並びに直線部分においても管径により次のとおり設置すること。

管 径	300mm 以下	600mm 以下	1,000mm 以下	1,500mm 以下	1,650mm 以下
最大距離	50m	75m	100m	150m	200m

ただし、清掃車両が進入できないような狭い道路や歩行者専用道路については、別途協議すること。

- (2) 段差 60cm 以上の場合は、階段式又は副管付マンホールとすること。
- (3) 人孔蓋は、ダクタイト製鉄製の貝塚市型（市章入り）とし、雨水人孔蓋は、落下防止柵付とすること。ただし、事業者管理の場合は、市章なしとすること。
- (4) 汚水のマンホールは、インバート仕上げとし、管渠のステップが 60cm 以上あるときは、副管をつけること。雨水のマンホールは、分流式区域にあっては、泥だめ  $H = 15\text{cm}$  を設置し、管渠のステップが 60cm 以上あるときは、底部に耐摩耗板を設置すること。また、その他の区域にあっては、最下流部マンホールのみ上記泥だめ式とし、上流部については、上記インバート仕上げとすること。
- (5) 原則として、上流と下流に 2 cm の落差を設けること。
- (6) マンホールの形状用途は、次の表のとおりとすること。

標準マンホールの形状別用途

呼び方	形状寸法	用 途
1号マンホール	内径 90cm 円形	管の起点及び 600mm 以下の管の中間点並びに内径 450mm までの管の会合点
2号マンホール	内径 120cm 円形	内径 900mm 以下の管の中間点及び内径 600mm 以下の管の会合点
3号マンホール	内径 150cm 円形	内径 1,200mm 以下の管の中間点及び内径 800mm 以下の管の会合点
4号マンホール	内径 180cm 円形	内径 1,500mm 以下の管の中間点及び内径 900mm 以下の管の会合点
5号マンホール	内径 210×120cm 角形	内径 1,800mm 以下の管の中間点
6号マンホール	内径 260×120cm 角形	内径 2,200mm 以下の管の中間点
7号マンホール	内径 300×120cm 角形	内径 2,400mm 以下の管の中間点

特殊マンホールの形状別用途

呼び方	形状寸法	用途
特1号組立マンホール	内径 90×60cm 方円形	小規模な排水又は起点
楕円組立マンホール	内径 90×60cm 楕円形	小規模な排水又は起点
現場打ち管渠用マンホール	内径 90×120cm 円形	く形渠、馬てい形渠など及びシールド工法等による管渠の中間点
	内のり D×120cm 角形	ただし、Dはシールド工法等管渠の内幅
副管付マンホール		管渠段差が 60cm 以上となる場合

注1) マンホールの人孔蓋はT-25とし、貝塚市認定工場指定の製品を使用すること。

注2) 鉄蓋と斜壁の間については、合計2枚以上の調整リングを設置し、内1枚は高さ5cmの調整リングを使用すること。また、人孔鉄蓋の据え付けには、高流動性無収縮超早強モルタル（無収縮モルタル）と受枠変形防止調整金具を合わせて使用すること。

7 1人1日時間最大汚水量

下水道計画に適合すること。

8 計画雨水量

次の公式により、算定すること。

$$Q = \frac{1}{360} I C A$$

Q = 流出量 (m<sup>3</sup>/秒)

$$I = \text{降雨強度} \quad \frac{374}{t^{0.47}}$$

$$t = \text{流出時間 (分)} \quad t = \frac{\ell}{60V} + 10 \text{ (分)}$$

C = 流出係数 0.55

A = 排水面積 (ha)

V = 管内仮定流速 (1.5m/秒とする。)

ℓ = 最長流達距離

9 排水管渠の流出量

次の公式により算定すること。

$$Q = A \cdot V$$

$$V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) \frac{n}{\sqrt{R}}} \cdot \sqrt{R \cdot I}$$

$$= \frac{N \cdot R}{\sqrt{R + D}}$$

ここで、

$$N : \left(23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}\right) \sqrt{I}$$

$$D : \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) n$$

Q = 流量 (m<sup>3</sup>/秒)

A = 流水面積 (m<sup>2</sup>)

V = 流速 (m/秒)

n = 粗度係数 (ヒューム管 0.013 及び下水用硬質塩化ビニール管 0.010 とする。)

R = 動水半径

I = 勾配 (%)

#### 10 宅内最終雨水枡

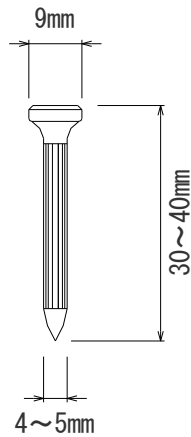
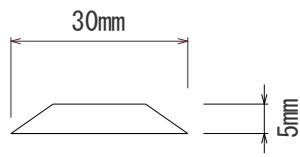
- (1) 雨水枡及び雨水取付管は、事業者管理とする。
- (2) 雨水枡には、15cm 以上の泥だめを設けること。
- (3) 雨水取付管の勾配は、1/100 以上とすること。

#### 11 宅内最終汚水枡

- (1) 1戸に1個設置すること。(官民境界から民地側2m以内に設置)
- (2) 汚水枡は、原則として内径20cm以上、深さ80cm以上とすること。深さが150cm以上の場合は、別途協議すること。ただし、事業者管理の場合は、市章なしとすること。
- (3) 汚水枡を車両通行箇所に設置する場合は、貝塚市型铸铁製防護蓋を使用すること。
- (4) 底部は、宅地側1/50上り勾配のインバート仕上げとすること。
- (5) 取付管には、自在曲管を1箇所以上使用し、勾配を1/100以上とすること。
- (6) 取付管がφ300mm以上の場合は、1号人孔を使用すること。
- (7) 各取付管には、汚水管明示ピンを設置すること。

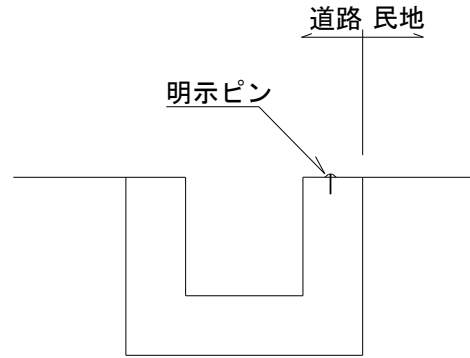


## 污水管明示ピン標準図



外 径 30mm 程度  
高 さ 5mm 程度  
文 字 污水管  
文字色 こげ茶  
材 質 アルミ

### 標準設置位置



### 12 道路側溝柵

(1) 道路側溝柵の大きさは、500mm×600mm（有効幅員 6.0m未満の場合は、400mm×600mm）を標準とし、ゴミ等の流入を防ぐ処置を施すこと。

(2) L型側溝の場合は、側溝柵にゴミ止め格子蓋は必要としない。

### 13 遊水施設

放流先の排水能力が少ない時は、雨水を貯溜する遊水池を設けること。また、開発行為等による土砂流出防止のため必要と認めるときは、沈砂池（容量 21m<sup>3</sup>/ha）を設置すること。ただし、遊水池と兼用で設置することができる。

(1) 遊水池は、時間当たり降雨量を 17、28、90、28、12mm として 5 時間貯溜する能力を有することとし、流出係数については、現況土地利用により市長と協議すること。

(2) 遊水池ののり面は、張石等によって保護すること。

(3) 遊水池の管理及び土地の帰属は、協議によって定める。

## 14 下水道管路敷及び水路敷

(1) 幅員は、次のとおりとすること。

ア 新規については、最小幅員 1.5mを確保すること。

イ 既設水路の移管については、当該位置の明示幅以上とする。ただし、明示がない場合は、上下流部既明示幅以上とすること。

(2) 構造等については、次のとおりとすること。

ア 原則として、水路敷は開水路とし、下水道管路敷は暗渠排水路とする。

イ 敷地の外周には、エキパントメタル製のネットフェンス (H=1.8m) を設置すること。

ウ 両端には、開口門扉 (内開き) を設置し、市が指定する錠前を設置すること。

エ 開水路構造の門扉部には、開口幅以上のステージを設けること。

(3) その他

その他については、別途協議を行うこと。

## 15 その他

(1) 雨水を放流する下流地域について、現地調査を実施し、現地を把握すること並びに雨水放流に係る下流の排水施設管理者及び関係者の承諾を得ること。

(2) その他については、下水道施設計画、設計指針及び解説に基づき設計すること。

## 16 添付図書

(1) 協議時及び申請時

ア	排水区画割平面図	縮尺 1/250~1/3,000
イ	排水施設平面図	縮尺 1/250 及び(別途開発規模により縮尺 1/100~1/1,000)
ウ	排水管布設平面図	縮尺 1/250 及び(別途開発規模により縮尺 1/100~1/1,000)
エ	排水管布設縦断図	縮尺縦 1/100 及び(別途開発規模により縮尺 1/100~1/1,000) 縮尺横 1/250 及び(別途開発規模により縮尺 1/100~1/1,000)
オ	排水管布設横断図	縮尺 1/100
カ	流末水路構造図	縮尺 1/50 及び(別途開発規模により縮尺 1/100~1/1,000)
キ	排水管布設構造図	縮尺 1/50 及び(別途開発規模により縮尺 1/100~1/1,000)
ク	各種構造図	縮尺 1/50 及び(別途開発規模により縮尺 1/100~1/1,000)
ケ	各種詳細図	縮尺 1/50 及び(別途開発規模により縮尺 1/100~1/1,000)
コ	排水系統図	縮尺 1/500~1/1,000
サ	流量計算表	開発区域内及び開発区域下流

(2) 検査時（1週間前までに）

- ア 工事写真
- イ 分流式汚水の汚水柵調査表（各敷地ごと）
- ウ 出来高図、竣工図等

注－1 上記の図書を各1部ずつ、各検査1週間前までに提出すること。

注－2 出来高図とは、申請時に提出された（1）協議時及び申請時の欄に記載されているイからケまでの図書に実際に計測された数値（出来高数値）を朱書きにて、記入したものをいう。

注－3 施工図とは、出来高数値のみを記入したものをいう。

(3) 竣工時

下水道台帳及び関係図書

17 工事写真

(1) 着工前全景

(2) 工事中（出来形、状況）

- ア 管基礎工
- イ 管保護工
- ウ 人孔築造工
- エ 管布設工（接合部分が判明するもの）
- オ 埋戻し土砂転圧工
- カ 汚水柵及び雨水柵取付管の本管接続工が判別するもの
- キ その他構造物
- ク 汚水、雨水の人孔、本管及び接続するすべての取付管、柵の配管接続の出来形及び状況全スパン、全箇所

(3) 竣工全景

## 4 公園等に関する事項

### 1 一般事項

- (1) 公園、緑地及び広場（以下「公園等」という。）は、開発区域の規模、予定建築物の用途、周辺の状況等により、原則として道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第3条第1項各号に掲げる有効幅員4m以上の道路（ただし、自動車専用道路を除く。）に一辺以上が接し、開発区域内外の住民利用を考慮して安全かつ有効な位置に設置すること。また、緑地や広場については、できる限り道路側に設置すること。
- (2) 公園等は、次の土地を含まないこと。
  - ア 道路、河川、宅地等その他明らかに公園等以外の目的を持つ土地又はその施設の構成部分と市長がみなした土地
  - イ 高圧送電線及び危険施設用地等が敷設又は隣接している土地
  - ウ 冬至日の9時から15時までの間に、主要部分で概ね4時間以上の日照を確保できない土地
- (3) 公園等は、災害時の避難所としての効用をも考慮して設置すること。
- (4) 公園の敷地の形態は、原則として正方形又は長方形（概ね長辺/短辺=2以下）のまとまりのある整形の平坦地で、遊具等が有効に配置できる形状であること。
- (5) 公園等の敷地の周辺は、フェンス、塀等の設置により利用者の安全を確保すること。
- (6) 公園等の敷地の雨水等を有効に排除するため、適当な施設を設けること。なお、特に砂場の排水に留意すること。また、通路等を横断する排水溝の蓋、ボルト止め部分等は、杖や車いすのキャスター等が落ちない構造のものとすること。
- (7) 公園の出入口は、原則として2箇所以上を設け、車止めを設置すること。また、道路に面する出入口のうち少なくとも1箇所は、管理用車両の出入ができる形態及び構造とすること。ただし、500㎡未満の場合の出入口は、1箇所以上とすることができる。また、公園の規模が1,000㎡以上の場合及び市長が特に必要があると認める場合は、自動二輪車等の乗り入れを抑制できる車止めを設けること。
- (8) 公園等の区域界は、現場打ちコンクリート擁壁等で明確にし、要所には、境界プレート（境界明示板）を設置すること。
- (9) 帰属の手続において、市の指定する書類、図面等を提出すること。
  - ア 帰属する公園等の面積が1,000㎡以上の場合は、市の公園台帳と同一のものを3部提出すること。

イ 面積が 1,000 m<sup>2</sup>未満の場合は、(ア)位置図 (1/2, 500)、(イ)現況平面図・施設平面図・植栽平面図 (1/250 以上)、(ウ)丈量図 (1/500 以上)、(エ)構造図 (1/100 以上)、(オ)地下埋設物件図面 (1/250 以上)、(カ)植栽施設調書、(キ)配置図 (1/250 以上)、(ク)竣工写真、(ケ)地籍図 (公図)、(コ)登記事項証明書、(サ)その他市長が必要があると認めるものを提出すること。また、この図書は、電子データにしてCD等の記録媒体に記録して提出すること。

(10) 完了検査の1週間前までに前号イの位置図から配置図までの各図面、竣工写真及び施工写真その他市長が指示する書類を1部提出すること。

(11) 貝塚市都市公園条例 (平成 25 年貝塚市条例第 9 号。以下「公園条例」という。) に適合させること。

## 2 公園等の種別及び施設基準

設置する施設は、次の表及び (1) から (4) までの基準とし、市長と協議すること。

公園の規模	用途	設置する施設
1,000 m <sup>2</sup> 未満	公共的広場 (緑化したもの)	ベンチ、植栽等、柵、散水栓、注意看板、くず入れ、砂場、ブランコ、すべり台、シーソー、動物型遊具、鉄棒、ジャングルジム、車止め柵等
	主として幼児の利用に供することを目的とする。	
1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	主として児童の利用に供することを目的とする。	上記施設以外に照明灯、手洗い、防球ネット、便所等
10,000 m <sup>2</sup> 以上	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする。	上記施設以外に休憩所、野外卓、展望台、運動施設等

(1) 車止めは、原則として全て脱着式として鎖錠し、離隔等は、公園条例を遵守すること。また、鍵の種類については、市の承諾を得ること。

(2) 整地にあたっては、瓦礫等を含まない山土を敷き詰め、十分な転圧を行い、園内の排水に留意した勾配とすること。

(3) 道路等に面する防護柵については、地表面から 60cm 程度までコンクリートブロック等強固な基礎にフェンスを設置すること。なお、フェンスは丈夫な構造とし、胴縁は、L型を使用しない。金網については、溶接金網等のような網がはずれにくい構造とし、ビニール被覆等を使用しない丈夫なものとする。

(4) 公園等の植栽等は、次のとおりにすること。

ア 樹木及び芝その他の植栽は、開発区域内で保全した表土のほか、必要により改良土及び客土により十分な覆土をし、かつ、樹木の良好な生育に必要な措置を講じること。また、十分灌水できるように、散水栓等の位置から概ね50m以内に設置すること。

イ 樹木の生育のため、樹木の高さ等に応じて有効土層を確保すること。

ウ 新たに植栽する高さが1 m以上の樹木については、支柱を設置すること。

エ 公園内の植栽面積は概ね30%以上（芝生を除く。）とすること。

(5) 散水栓は、原則として散水栓ボックス内に設置し、散水栓ボックスはボックス内部のたまり水防止のため、砕石基礎の根固め施工等で設置すること。

(6) 注意看板は、公園等の出入口付近かつ利用者が見やすいところに設置すること。

### 3 その他

この基準に定めのない事項については、その都度市長と協議すること。

## 5 消防水利施設等に関する事項

事業者は、開発行為に伴う消防水利施設及び消防用活動空地等を次のとおり設置及び確保しなければならない。

### 1 消防水利施設設置基準

当該開発区域から、一の消防水利にいたる距離（ホース実延長距離とする。）が、100m以下となるよう消防水利施設を設置しなければならない。なお、開発区域に設置しなければならない消防水利施設数については、次の表のとおりとすること。

開発面積 (㎡)	水利		
	消火栓 (基)	防火水槽 (基)	その他の消防水利施設
1,000 未満	1	—————	消防本部と協議すること
1,000 以上	1～2	—————	
3,000 以上	2～4	—————	
5,000 以上	4～5	1	
10,000 以上	5 以上	2 以上で 10,000 ㎡を超える場合で、開発面積が 5,000 ㎡増加毎に 1 基を加えた数を設置	

ただし、上記消防水利施設については、当該開発区域周辺の消防活動上有効に利用できる既設消防水利施設や建築物の用途等により、増減することがある。

開発行為により設置した消防水利施設（私設は除く。）は、完成検査合格日より 2 年間は瑕疵担保期間とし、期間中に生じた瑕疵は、事業者の負担において修理を行うこと。

#### (1) 消火栓

ア 消火栓は、原則地下式とし呼称 65 の口径を有するもので直径 150mm 以上の給配水管に取付けること。ただし、管網の一边が直径 150mm 以上の給配水管より 180m 以下となるように配管されている場合は直径 75mm 以上の給配水管に取付けることができる。

イ 鉄蓋は、消防本部の指示する市章入り丸型鉄蓋を設置すること。ただし、私設消火栓は除く。

ウ 地下式消火栓の場合は、消火栓本体最上部と路面との間隔は原則として 150mm 以上 200mm 以内とし、本体（吐水口部）は、できる限り栓室の中央に位置するよう取付けられ、吸水管の結合が容易にできる状態であること。

## (2) 防火水槽

ア 防火水槽は、一槽式で有蓋及び有底であり、漏水防止構造及び耐震性を有し、かつ耐久性があることとし、常時水量が 40 m<sup>3</sup>以上有すること。

イ 地下埋設式とし、原則的に土被りの厚さは 1 m 以上で、水槽底の深さは集水ピット部分を除き、地上面より 4.5m 以下であること。やむを得ず地上式とするときは吸水管投入孔の位置は、地上から高さが原則として 1 m 以下となるよう設置すること。

ウ 底版配筋前に行う基礎は、次のとおりとすること。

(ア) 基礎は、掘削底上に割栗石又は碎石層を施工し、その上に捨コンクリートを施工すること。

(イ) 割栗石又は碎石層は、目つぶし材で空隙を充填すること。

エ 現場打ち鉄筋コンクリート防火水槽の施工方法は、総務省消防庁所管の耐震性貯水槽の技術指針によること。なお、二次製品防火水槽にあつては、財団法人日本消防設備安全センターにより耐震性能と認定されたものであることとし、各種届出書類にその写しを添付すること。

オ 防火水槽の構造は、次のとおりとすること。

(ア) 吸水管投入孔と点検口を一水槽につき、それぞれ 1 箇所以上設置し、水槽の頂版上に水槽本体の強度を損なわない位置及び消防車両が容易に部署できる位置に取付けるもので、丸型を原則とし、内径 600mm 以上とする。

(イ) 吸水管投入孔の地表部と水槽本体を結ぶ直結管は、鉄筋コンクリート製を原則とし、水平方向荷重によってずれないように本体に堅固に取付けること。

(ウ) 吸水管投入孔等の開口部には、原則として次による荷重に耐える堅固な蓋及び蓋枠を設置すること。

I 型：上載荷重 10kN/m<sup>2</sup>

II 型：総重量 200kN/m<sup>2</sup>の自動車荷重

III 型：総重量 250kN/m<sup>2</sup>の自動車荷重

(エ) 集水ピットの内寸法は、角型ピットの場合は、600mm 角以上、深さ 500mm 以上とし、丸型ピットの場合は、内径 600mm 以上、深さ 500mm 以上とすること。



(オ) 集水ピットは、吸管投入孔の直下に設けることが望ましく、構造的に安全かつ水密性に優れた構造とすることとし、水槽本体との接合部は、漏水のない構造とすること。

(カ) 水槽内部側壁には、吸管投入孔の開口部から作業員が安全に水槽底に降りられるようにタラップを設けること。

(キ) 鉄蓋は、消防本部の指示するものを設置すること。

(ク) 消防車両が直近に部署できない等の理由により有効な吸管投入孔を確保できなく、採水口を設ける場合は次によること。

(i) 採水口は、地盤面からの高さが 0.5m以上 1 m以下の位置に設置し、配管は 1 個ごとの単独配管、管径は管の呼び径で 100mm 以上、管長は、おおむね 10m以下とすること。

(ii) 吸水部底部は集水ピットの深さ 1/2 の位置とし、配管材質は鋼管、水源は原則的に公共水道水を使用し、専用の手動式給水栓を点検口周囲 2 m以内に設けること。

### (3) その他

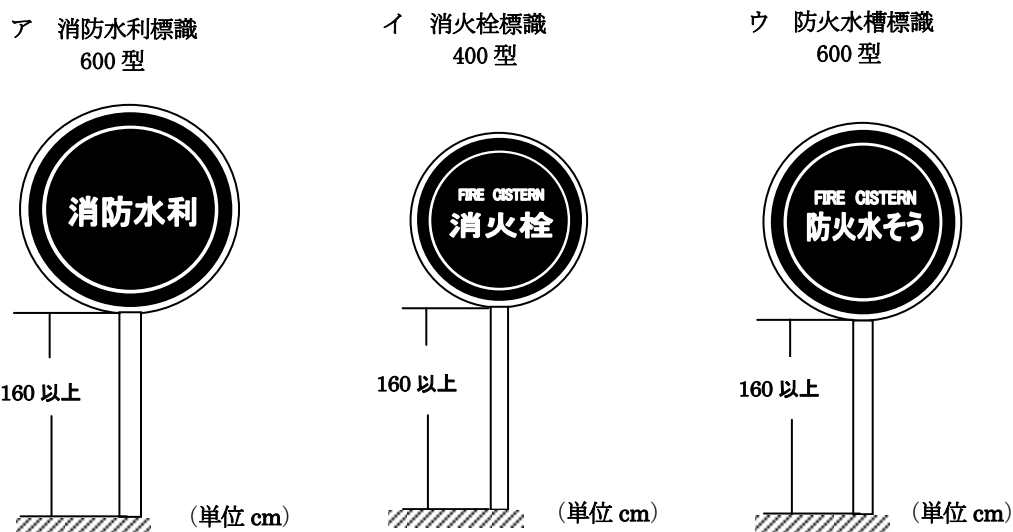
ア プールを消防水利施設として使用する場合は、採水口を設けること。

イ 季節によって流量が著しく変化する河川、池等又は応急防災措置として設置された遊水池については、消防水利基準に適合する場合でも原則として消防水利施設として認めない。

ウ 消防水利施設を設ける場合は、検査及び事務手続き等について消防水利所管課と協議すること。

## 2 標識

(1) 消防水利に掲げる標識は、次の図のとおりとすること。



(2) 消防水利標識の色彩は、文字及び縁を白色とし、枠を赤色とし、地を青色とし、原則として反射塗料を用いること。

(3) 消火栓標識の色彩は、文字及び縁を白色とし、地を赤色とし、原則として反射塗料を用いること。

(4) 防火水槽標識の色彩は、文字及び縁を白色とし、地を赤色とし、原則として反射塗料を用いること。

(5) 設置位置は、原則として当該水利施設の直近（おおむね 5 m 以内）とすること。

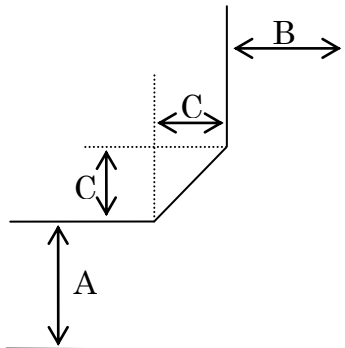
## 3 消防車進入路及び消防活動用空地設置基準

開発区域内の道路は、消防車両が容易に通行でき、4 階以上又は軒高 12m 以上の建築物には、はしご車等の進入、停車して活動する位置（以下「部署位置」という。）及び起梯、旋回又は伸梯に支障とならないように空地及び空間を確保し、維持すること。

(1) 進入路は、次のとおりとすること。

ア 進入路には、はしご車等の運行又は操作等の障害となる門、塀、電柱及び支線、樹木、看板、諸車通行止柵、駐車車両、地下埋設物その他障害要因が存在しないこと。

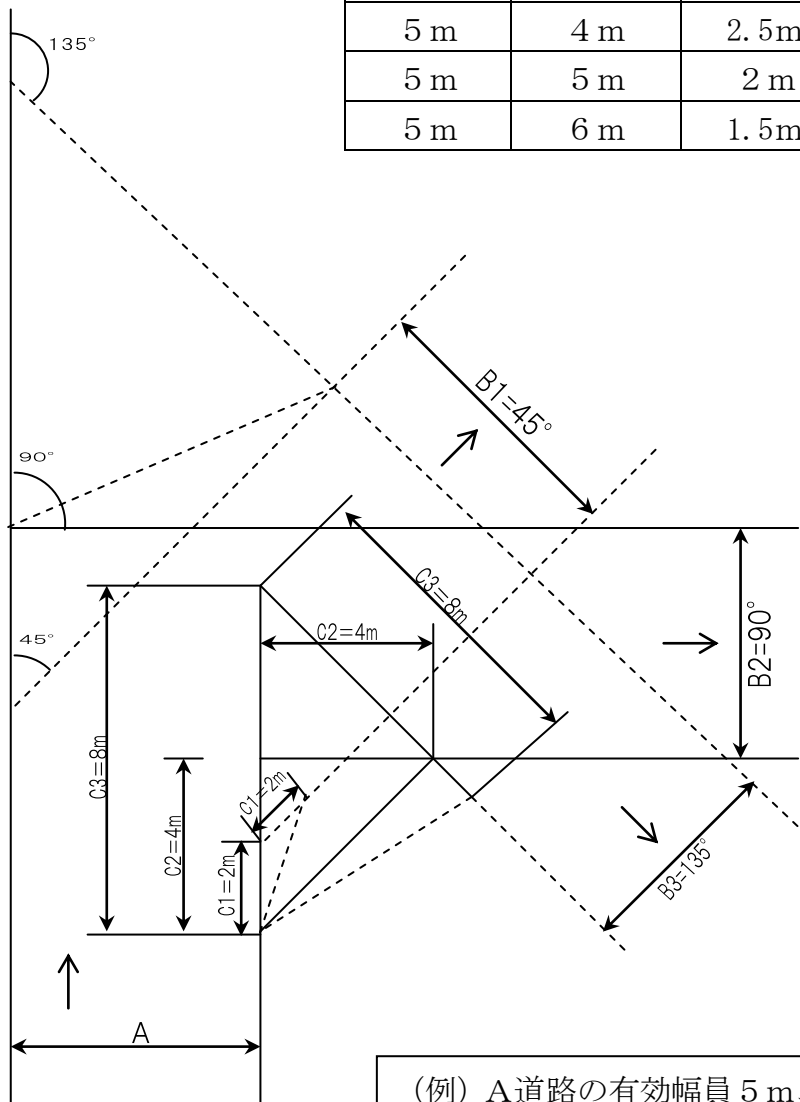
イ 消防活動空地へ進入するための進入路の有効幅員は、4 m以上とし、交差部のすみ切り又は曲路は容易に進入できるように次の図のように確保すること。



すみ切り (C)

$$= 14\text{m} - (\text{前面道路の有効幅員 } A + \text{進入路の有効幅員 } B)$$

A 道路の有効幅員	B 道路の有効幅員	進入する角度によるすみ切り幅 C		
		C1 : 45°	C2 : 90°	C3 : 135°
5 m	4 m	2.5 m	5 m	10 m
5 m	5 m	2 m	4 m	8 m
5 m	6 m	1.5 m	3 m	6 m



(例) A道路の有効幅員 5 m、B道路の有効幅員 5 m の場合、進入する角度によるすみ切り幅。

ウ はしご車の総重量（20t）に耐える構造であること。なお、近辺に側溝のグレーチング、マンホール等が存在する場合にあっても同様の性能を有すること。

エ 勾配は、10%以下とすること。

(2) 消防活動用空地は、次のとおりとすること。

ア 部署位置は、消防隊進入口又はバルコニー側に設置することとし、困難な場合は、協議すること。

イ 建築物の壁面と平行に幅6m以上、長さ12m以上の部署位置を確保すること。なお、部署位置は、壁面より5m以上離さないこと。

ウ 部署位置の縦横断勾配は、3%以下とすること。

エ はしご車の総重量（20t）に耐える構造であり、かつ、地盤支持力が、ジャッキ荷重に耐える構造とすること。なお、近辺に側溝のグレーチング、マンホール等が存在する場合にあっても同様の性能を有すること。

オ 部署位置の地下には、ガス管、上水道管等の施設を埋設しないこと。ただし、補強策を講じた場合は、この限りでない。

カ 部署位置及びその周辺の上空には、はしご車の伸梯及び旋回に支障となる工作物、架線等を設置しないこと。

キ 部署位置には、消防活動用空地である旨を黄色又は白色で路面標示することとし、表示できない場合は、その直近に標識を設置すること。

(3) その他

消防車進入用すみ切り、消防活動用空地施設等を設ける場合は、別途協議すること。

#### 4 その他

開発行為により消防水利施設及びその他の施設を設ける場合、不明な点があれば、消防水利所管課と随時協議を行い、連絡を密にすること。

## 6 ごみの収集施設及び収集方法に関する事項

ごみの収集施設（以下「ごみ置場」という。）及び収集方法は、次のとおりとする。

### 1 対 象

対 象	予定戸数	収 集 方 法	ごみ置場の規模・面積（有効面積）
一戸建住宅	5戸以上 29戸以下	ステーション 方式による 分別収集	$0.24 \text{ m}^2 \times \text{予定戸数} \leq \text{ごみ置場の面積} \text{ m}^2$ ※開発区域によっては、反転式コンテナ容器方式による分別収集も協議の対象とする。その場合は、次欄を準用する。
	30戸以上	反転式コンテナ 容器方式による 分別収集	予定戸数 $\div 8 \times 1.2 \leq$ コンテナの個数（整数） ※コンテナ個数に見合う面積を確保すること。 コンテナ容器の種類は、市長が指定する。
※ ただし、開発区域内道路の新設を伴う場合は、予定戸数が5戸未満であっても3戸以上の場合は設置が必要（規模・面積は最低 $1.2 \text{ m}^2$ ）。			

対 象	予定戸数	収 集 方 法	ごみ置場の規模・面積（有効面積）	
共同住宅等	100戸未満	ステーション 方式による 分別収集	単身者向 共同住宅	$0.12 \text{ m}^2 \times \text{予定戸数} \leq \text{ごみ置場の面積} \text{ m}^2$ （但し、最低 $1.2 \text{ m}^2$ 以上） ※別に、粗大ごみ置場を確保すること
			上記以外の 共同住宅等	$0.24 \text{ m}^2 \times \text{予定戸数} \leq \text{ごみ置場の面積} \text{ m}^2$ （但し、最低 $1.2 \text{ m}^2$ 以上） ※別に、粗大ごみ置場を確保すること。 ※戸数及び開発区域によっては、反転式コンテナ容器方式による分別収集も協議の対象とする。その場合は、次欄を準用する。
	100戸以上	反転式コンテナ 容器方式による 分別収集	予定戸数 $\div 8 \times 1.2 \leq$ コンテナ個数（整数） コンテナ個数に見合う面積を確保すること。 別に、粗大ごみ置場を確保すること。 コンテナの種類は、市長が指定する。	
		機械式ごみ貯留 排出施設による 分別収集	設置場所等については、別途協議すること。	

対 象	収 集 方 法	ごみ置場の規模・面積（有効面積）
事業所等 （住宅以外の建物）	事業活動に伴って排出される廃棄物は、貝塚市が許可した業者に収集運搬を依頼、又は自らの責任において適正に処理すること。	事業活動に伴って排出される廃棄物は、再生利用の可能な物の分別の徹底を図り、その見込まれる量に見合うだけのごみ置場を確保するとともに、臭気、害虫発生等により環境を損なうことがないように、清潔に保つこと。

## 2 ごみ置場の構造等

- (1) ごみ置場の形状は、原則として矩形とすること。
- (2) ごみ置場は、原則として間口部分を除き周囲を高さ 1m以上のコンクリートブロック等で囲み、床はコンクリート張りをするなど、外観上美観を損なわないようにすること。
- (3) ごみ置場及びその前面には、ごみ収集の支障となる物（電柱、支線、カーブミラー等）は、原則として設置してはならない。
- (4) ごみ置場には、ごみ汚水及び清掃汚水が有効に排水される設備を設けることとし、排水については、下水道所管課と協議すること。
- (5) ごみ置場の間口部分は全面開放するとともに、門扉又は屋根の取付けについては、別途協議すること。
- (6) ごみ置場の間口部分と道路との間にU型道路側溝や水路がある場合は、グレーチング（細目ノンスリップ・T25）等を設置することとし、グレーチング等は止め具で連結又はボルト止めすること。
- (7) ステーション方式の場合
  - ア ごみ置場の間口距離は 1.2m以上、奥行距離は 1.0m以上、それぞれ確保すること。  
間口距離と奥行距離との関係は、次のとおりとする。  
間口距離 $\geq$ 奥行距離 ※困難な場合は、奥行距離 $\div$ 間口距離 $\leq$  2
  - イ ごみ置場の間口部分に高さ 10cm $\sim$ 20cm 以内の縁石を設けること。
- (8) 反転式コンテナ容器方式の場合  
ごみ置場と道路端の高さは同一にして、段差が生じないようにすることとし、L型道路側溝を採用する場合は、道路所管課と協議すること。

## 3 ごみ置場設置場所等

- (1) ごみ置場は、次のいずれかに該当する場所に設置すること。
  - ア 道路幅員 4 m以上の通過道路に接し、収集作業が容易に行える場所、及びごみ収集車の運行に支障のない道路に面した場所
  - イ ごみ収集車(4 t 車)が駐車可能な場所。ただし、ごみ収集車が走行できる敷地内通路及び転回スペースがあること。
- (2) 一戸建住宅からごみ置場までの距離がおよそ 50m、又は共同住宅からごみ置場までの距離がおよそ 30mを、それぞれ超えるときは、数箇所に分散して設けること。ただし、分散設置は必要最小限にしなければならない。

- (3) 事業者は、近隣地に対し、当該場所がごみ置場である旨を周知し、収集時の車両騒音、臭気等について説明のうえ、了解を得なければならない。
- (4) 事業者は、利用者に対して、ごみ置場は常に清潔に保つよう適正に管理・運営するように周知しなければならない。
- (5) 事業者は、ごみ置場の設置場所及び設置箇所について、事前に利用者に説明しなければならない。また、最初の入居者が決まり次第、その旨をごみ収集所管課に報告すること。

#### 4 ごみ置場の帰属等

- (1) 事業者は、帰属を必要とするごみ置場について、屈折点等要所に境界プレートを設置しなければならない。また、設置した境界プレートの角が鋭利になる場合は、モルタル等で目地埋すること。
- (2) 事業者は、ごみ置場の壁及び床部分には、鉄筋等を施して補強しなければならない。
- (3) 事業者は、ごみ置場の施工中（鉄筋等が確認できる状態）及び施工後の写真を提出すること。
- (4) 帰属を受けるごみ置場の施設において、市が管理する施設は、第2項第2号、第6号及び第7号とし、それ以外の施設については、使用する住民等の管理とする。

#### 5 その他

要綱に規定する開発行為以外のごみ置場の設置についても、これを準用する。

#### 6 提出書類等

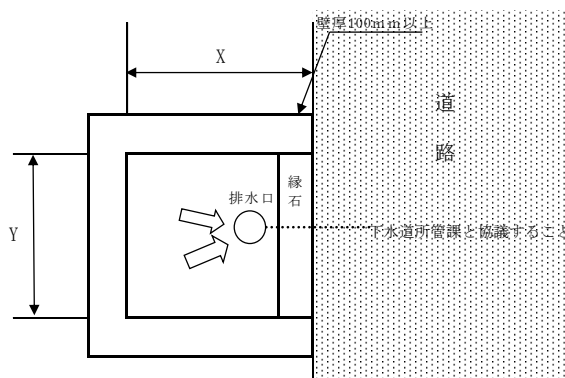
事前協議時には、次の書類を提出したうえで協議を行うこと。

- (1) 事前協議書（写）
- (2) 付近見取図
- (3) 公共施設求積図
- (4) 現況図
- (5) 土地利用計画図(配置図)
- (6) 排水計画平面図
- (7) ごみ置場の平面図・立面図・断面図（※参考図を参照）
- (8) 共同住宅等の場合は、建物平面図・建物立面図
- (9) その他、必要に応じて造成計画平面図・造成計画断面図・給水計画平面図

## 7 参考図

### (1) 平面図

#### ア ステーション方式

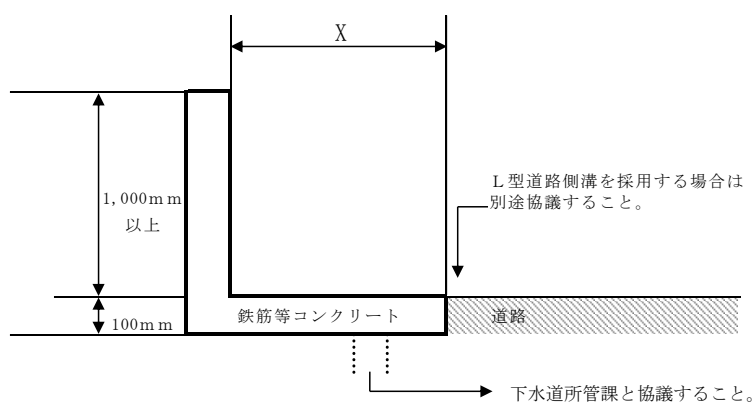


#### イ 反転式コンテナ容器方式

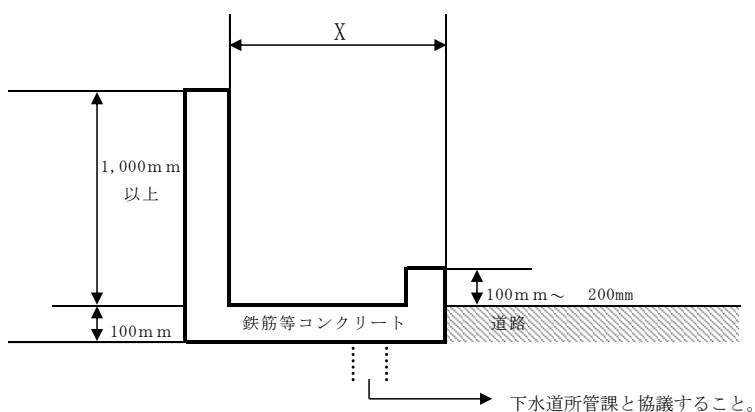
戸数に見合う寸法、面積を確保のうえ、作図すること。

### (2) 断面図

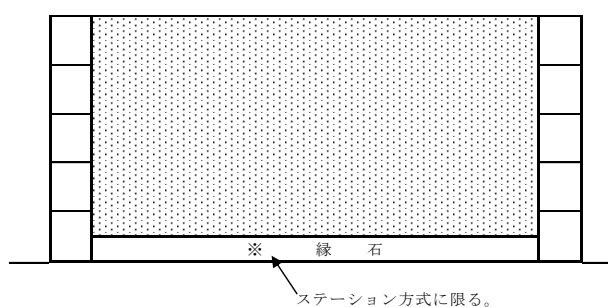
#### ア 反転式コンテナ容器方式



#### イ ステーション方式



### (3) 立面図





## 7 防犯施設の整備に関する事項

(1) 防犯施設については、次の基準のとおり設置しなければならない。

ア 事業者は、原則として宅地の開発区域内の電柱(電柱添架式でない場合も可)にLED防犯灯を設置するものとする。ただし、電柱が無い場合は、事業者が防犯灯を設置するためのポール等を設置するものとする。

イ 事業者は、開発区域と近隣の住宅地が離れている場合は、開発区域と近隣の住宅地を結ぶ主要通路において、LED防犯灯を設置するものとする。

ウ ア及びイによらない場合は、市長と別途協議すること。

(2) 事業者は、前号の施設の規模、設置場所、設置方法、管理方法等について、市長及び開発区域を包含する町会、自治会等と協議するものとする。

(3) 事業者は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、開発行為等の完了検査までに防犯施設の設置をしなければならない。

## 8 公益施設の設置に関する基準

住宅予定戸数	公益施設の設置基準（集会所は下表による）									
	用地の提供					用地の確保				
	保育所	幼稚園	小学校	中学校	公民館	保健医療施設	日用品販売施設等	郵便局	警察派出所	交通施設
戸 50～119	箇所	園	校	校	館	箇所	市長と協議	郵便局長と協議	警察署長と協議	関係機関等と協議
120～239										
240～359										
360～479										
480～599										
600～1,199	1以下	1以下	1以下		1以下	1				
1,200～2,399	1又は2	1又は2	1又は2	1以下	1又は2	1又は2				
2,400～3,599	2又は3	2又は3	1又は2	1又は2	1又は2	2又は3				
3,600以上	3以上	3以上	2以上	2以上	2以上	3以上				
※施設（建築物等）の設置については、別に市長又は関係機関等と協議するものとする。										

住宅予定戸数	集会所の設置基準	
	集会所の数	集会所の用地面積
100戸以上	1	100平方メートル以上
150戸以上	1	150平方メートル以上
200戸以上	200戸につき1	住宅予定戸数に1平方メートルを乗じて得た面積以上
<p>*注-1 住宅予定戸数100戸以上については、用地を確保するとともに、集会所を建築しなければならない。</p> <p>*注-2 住宅予定戸数100戸以上の共同住宅を建築する場合の集会所は、同一棟内に設けることができる。この場合において、集会所の床面積は、住宅予定戸数に0.6平方メートルを乗じて得た面積（65平方メートル未満のときは、65平方メートルとする。）以上としなければならない。</p> <p>*注-3 事業者は、設置した集会所用地及び集会所を他に転用してはならない。</p> <p>*注-4 集会所には、次の所要室を設けなければならない。            ア. 集会室            イ. 湯沸室            ウ. 便所            エ. 押入            オ. 玄関            *附帯設備器具一式を完備すること。</p>		

## 9 駐車場及び駐輪場の設置基準に関する事項

	用途区分		駐車場	駐輪場	備考	
住宅・共同住宅等	住宅(長屋建住宅及び併用住宅を含む。)	1戸当り	1台以上	1台以上	駐車場不足分について、同一敷地内では、周辺300m以内で確保すること	
	共同住宅	1戸当り	1台以上	1台以上		
	单身者向け共同住宅	駅周辺300m以内	戸数の60%以上	戸数の100%以上		
		駅周辺300～500m	戸数の80%以上	戸数の100%以上		
		駅周辺500m超	戸数の100%以上	戸数の100%以上		
寄宿舎又は寮	部屋数あたり	50%以上	100%以上			
商業	店舗	店舗面積300㎡未満	100㎡あたり2台以上	100㎡あたり8台以上		
		店舗面積300～500㎡未満	100㎡あたり3台以上	100㎡あたり8台以上		
		店舗面積500～1,000㎡	100㎡あたり3.5台以上	100㎡あたり8台以上		
		店舗面積1,000㎡超	大規模小売店舗立地法による	100㎡あたり8台以上		
	事務所	店舗面積	100㎡あたり2台以上	100㎡あたり3台以上		
	商業ビル	店舗面積	100㎡あたり2台以上	100㎡あたり3台以上		
	工場、作業場又は倉庫	敷地面積	500㎡あたり2台以上	500㎡あたり3台以上		
レジャー	旅館又はホテル	部屋数	10室あたり4台以上	—		
	ラブホテル	部屋数	1室あたり1台以上	—		
	ゴルフ練習場 ハットティングセンター	収容人数	収容人数の50%以上	収容人数の20%以上		
	スポーツクラブ	収容人数	収容人数の50%以上	収容人数の20%以上		
	スイミングスクール	収容人数	収容人数の30%以上	収容人数の20%以上		
	パチンコ店	台数	台数の50%以上	台数の20%以上		
	映画館	収容人数	収容人数の50%以上	収容人数の20%以上		
	その他遊技場	収容人数	収容人数の50%以上	収容人数の20%以上		
医療	病院	入院ベッド数+ 診療に供する床面積	ベッド数の20%+床面積100㎡ あたり3台以上	診療に供する床面積 100㎡あたり4台以上		
	医療・診療所	診療に供する床面積	100㎡あたり3台以上	100㎡あたり4台以上		
教育	幼稚園又は保育園	別途協議				
	小中学校					
	高等学校					
	大学又は各種学校					
	学習塾等					
その他	高齢者福祉施設等	別途協議				
	町会館又は集会所					
	霊園、墓地等					
	駅舎等					
	宗教施設					
	冠婚葬祭施設					
	その他施設					
<p>○標準寸法及び敷地外駐車場</p> <p>1. 1台あたりの標準寸法   自動車駐車場 5.0m×2.25m   自転車駐車場 1.5m×0.5m</p> <p>2. 敷地外駐車場については、理由書、位置図、土地所有者の同意書及び登記事項証明書を提出し、市長と協議すること</p>						